



2025.2.17 第3回期日

— 大深度法認可取消請求事件 —

取消事由

大深度法16条 要件充足性

1～7号の

「要件のすべてに該当するときは、
使用の認可をすることができる」



1号／3号／4号／5号

大深度法16条3号 「公益上の必要」

『詳解 大深度地下使用法』

①事業の必要性・公益目的

②大深度地下使用权取得の必要性

大深度法16条3号 「公益上の必要」

①事業の必要性・公益目的

被告：リニア中央新幹線は相対的に地震の影響が少ない



代替路線として大きな意味がある

大深度法16条3号 「公益上の必要」

①事業の必要性・公益目的

石橋克彦・神戸大学名誉教授

- ガイドウェイが破損して**列車が外に飛び出す**ことも起こり得る
- 地質条件によっては...内壁の破損などが起き、ひび割れた箇所から高圧の水が噴出すれば、**トンネルが水没**する事態も
- 東京名古屋間に少なくとも**6本の主要活断層帯**
 - ー 南海トラフ巨大地震との連動も考えられる



リニアは**地球上で最も地震危険度の高い地帯**に建設されている

大深度法16条3号「公益上の必要」

②大深度地下使用权取得の必要性

臨時大深度地下利用調査会答申

「得られる公共の利益」

と

「失われる公共の利益」

との比較考量必要

処分後の事情

被告「違法判断は処分時点の事情を基準とすべき」

潜在的に存在／十分に予測可能だった事情

⇒後に顕在化

処分時点での事情を裏付ける間接事実

処分後の事情であっても・・・

違法判断の基礎となり得る事実も当然に存在

大深度法16条4号 「事業を遂行する十分な意思と能力を有する」

本件認可後 シールドマシンの欠陥等のトラブルが続出



事前調査の杜撰さや施工管理能力の欠如

= 処分時点で事業遂行能力を有していなかったこと
を基礎付ける事実

大深度法16条5号 基本方針適合性

- 大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行に関する基本的な事項
→ JR東海は事業の説明責任を果たしていない
- 安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項
→ 想定外の水位の変化や地盤沈下が生じている
＝ JR東海が事前に実施した調査、環境予測及び評価の内容が
妥当ではなかった

裁量権逸脱濫用

- 重要な事実の基礎を欠くこととなる場合

又は

- 事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと
- 判断過程において考慮すべき事情を考慮しないこと

等によりその内容が

社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り

裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとして違法となる

法令違憲

憲法29条2項違反 一物一権主義違反

用益物権・抵当権等(制限物権):

所有権と違って、土地を全面的に使用する権利ではない

＝一物一権主義に反しない



大深度法に基づく「使用権」:

土地を全面的に支配する所有権と

実質的には同一ないしは両立できない内容の権利

＝「物権」の創設している

＝所有権の排他性により導かれる**一物一権主義に反する**

憲法29条2項違反 公用制限

大深度法：損失についての事前補償なし＋事後補償も限定的

同法37条：「使用の認可の告示の日から1年以内に限り」補償請求可



本件の工事期間からすると認可告示から1年以内の請求は不可能

大深度法の事後補償規定が全く空虚なものであることは明らか

平穩生活権侵害

被告「内容が抽象的かつ不明確」

憲法13条 ⇒ 人格権 ⇒ 平穩生活権

生活上利用する地面に突然、穴が開く等して

生命・身体・財産を奪われる

不安や恐怖を抱くことなく生活する利益

平穩生活権侵害

被告

「生命、身体又は財産が侵害される**具体的危険の生じるおそれ**
が存在しなければならない」

淡路剛久教授「生命・身体に対する侵害の危険が、**一般通常人を基準**
として深刻な危機感や不安感となって、**精神的平穩や生活を侵害**
していると評価される場合」 ↓

生命、身体又は財産を奪われる不安が
合理的な理由に基づくものであれば保護されるべき権利

平穩生活権侵害

被告「調布市で生じた陥没事故...地盤の状況等が全く同一であるとは認め難く...

具体的危険があるとはいえない」

- 同一の掘削方法による工事（シールドマシン工法）

- 近い場所での陥没事故

- 湧き水等 今も多発する事故

- 具体的な原因・対策が不明確

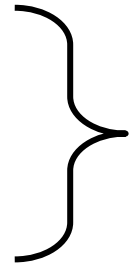
⇒ 生命、身体又は財産を奪われる不安には合理的理由

⇒ 平穩生活権侵害

適用違憲

適用違憲

低層住居専用地域	第一種
	第二種
中高層住居専用地域	第一種
	第二種
住居地域	第一種
	第二種
準住居地域	
田園住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	



都市計画法【用途地域】

9条1項～4項

「良好な住居の環境を保護するため定める地域」

= 各種住居専用地域

適用違憲

被告「建築基準法等の規制と併せて、建築できる建物の大きさ等を制限...
大深度地下の利用とは何ら関係がない」

各種住居専用地域：住宅のほか学校、診療所、小規模の日用品を
販売する店舗ぐらいしか建てることができない

↑

良好な住居の環境を保護することによって住居のための建築物を誘導
＝陥没事故の恐れがあるような大深度地下の利用を予定していない

⇒ 少なくとも各種住居専用地域に対する大深度法の適用は
平穩生活権を侵害し違憲無効